

第1回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第18号 いちき串木野市空家等対策協議会条例の制定について
- 第 2 議案第19号 いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第20号 いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第21号 いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 陳情第1号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情
- 第 6 陳情第2号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情
- 第 7 国特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 8 介特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 9 後特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第22号 市道の廃止及び認定について
- 第11 議案第23号 いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第24号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 公下水特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第14 市場特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第15 国宿特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第16 漁集排特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第17 水道予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第18 予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市一般会計予算
- 第19 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第20 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第21 閉会中の継続審査について
- 第22 閉会中の継続調査について
- 第23 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

出席議員 17名

2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君
10番	濱田尚君		

欠席議員 1名

1番 松崎幹夫君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	田中和幸君					
副	市	長	中屋謙治君	市	来	支	所	長	下迫田久男君			
教	育	長	有村孝君	教	委	総	務	課	長	木下琢治君		
総	務	課	長	中尾重美君	消	防	長	原	蘭	照	明	君
政	策	課	長	満	蘭	健	士	郎	君			

平成29年3月27日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった平成29年1月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第8号及び第9号について、それぞれその写しをお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった平成28年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第18

議案第18号～予算議案第1号一括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第18号から日程第18、予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、単行議案4件、継続審査の陳情2件の計6件であります。

去る3月7日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第18号いちき串木野市空家等対策協議会条例の制定についてであります。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、いちき串木野市空家等対策協議会を設置しようとするもので、委員は10人以内で組織し、任期は2年以内と定めようとするものであります。

説明によりますと、条文の主な内容は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、協議会を設置するものであります。

空家等対策計画の作成等については、空家等の発生予防と適正管理の推進、空家等の利活用の推進及び特定空家の問題解決などを具体的な施策としております。

また、協議会の設置により、特定空家に関する法的な整備が行われ、その指定に必要な案件が発生した場合は協議会で審議し、決定した行政処分を所有者に通知できるものであります。

なお、助言、指導、勧告、命令、強制撤去の行政処分については、市の責任で行うということであり

次に、協議会の委員構成については、法の規定に準じて、市長、地域住民、市議会議員、法務、不動産及び建築などの専門的知識を有する学識経験者を定めようとするものであります。

審査の中で、特定空家に認定され最終的に強制撤去を行ったが、所有者に支払い能力がなかった場合の費用負担について質したところ、住民の生活環境など、市の有益性を考慮しながら法的な処分を踏まえて判断することとし、撤去費用の回収については厳正に対応していきたいとの答弁であります。

また、空家等の利活用の推進について、具体的な活用の考えがあるのかと質したところ、空家の利用促進を図るため、家財道具撤去補助やリフォーム補助などの制度を新設して、空家の利活用に取り組んでいきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

説明によりますと、育児のために早出・遅出勤務ができる子どもの対象児童に、義務教育学校の前期課程と特別支援学校の小学部を加えるものと、放課後児童支援員の要件である教諭資格に、義務教育学校を加えるとのこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

審査の中で、マイナンバーカードの普及率には疑問がある。市民への啓蒙活動は当然ながら、国に対しても働きかけをして、ある一定の拘束力のある用途にする必要があるのではないかと質したところ、現時点では利用ができる範囲も限定され、なかなか普及していない現状である。今後は、カードを使ってコンビニでの住民票交付、予防接種のデータや健康情報など、将来的には利便性の拡大が図られ、普及が進んでいくと考えるとの答弁であります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成28年第1回定例会で付託され、継続審査となっております陳情第1号及び陳情第2号についての審査結果を御報告いたします。

陳情第1号及び陳情第2号につきましては、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める陳情でありますので、一括して報告いたします。

陳情第1号及び陳情第2号は、いちき串木野市住吉町134番地、川内原発30キロ圏住民ネットワーク、いちき串木野避難計画を考える緊急署名の会、高木章次氏から提出されたもので、陳情第1号の趣旨は、九州電力が免震重要棟の建設を撤回したことを踏まえ、鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求め、意見書の採択を求める

というものであり、陳情第2号の趣旨は、九州電力が免震重要棟の建設を撤回したことを踏まえ、九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求め、意見書の採択を求めるというものであります。

本委員会においては、九州電力の関係者を参考人招致して意見を聞くなど、閉会中も審査を続けてまいりました。

これまでの審査において、九州電力は免震重要棟を建設する前提で川内原発1、2号機の再稼働を開始したが、その後、免震重要棟の設置計画を撤回し、耐震構造の施設設置を原子力規制委員会に申請したことは、安全・安心を望む県民への約束を反故するものである。

また、福島第1原発事故では、免震装置により地震の揺れを吸収する免震重要棟であったことから、緊急時の指揮命令の対応に支障を来すことはなかったといわれ、免震構造の重要性が示されている。

市民の暮らしの安全・安心を守るには、免震重要棟の設置が必要であると述べられる一方で、九州電力が川内原発の免震重要棟の新設計画を撤回したことにより、市民に不安と疑義を招いたことは大きな問題である。

しかし、1、2号機はすでに再稼働しており、市民にとっては免震構造、耐震構造いずれにしても安全性の高い施設の建設が望まれることから、原子力規制委員会の動向を見て判断すべきという意見が述べられ、結果、継続審査としてまいりました。

3月7日の審査の中では、福島第1原発事故当時、東京電力の清水社長は国会事故調査委員会において、免震重要棟がなかったらぞっとすると証言していることや、緊急対策所を免震構造から耐震構造への設置変更許可に関するパブリックコメントの結果でも方針転換に反対する意見が過半数を占めるなど、緊急対策所には免震構造が必須であると陳情採択に賛成の意見が述べられる一方で、これまでの委員会審査では、免震構造と耐震構造の安全性を判断することは困難であり、安全規制を一元的に行う原子力規制委員会の決定を見て判断するという大方の委員の意見があり継続審査としてきたが、本年の2月に原子力規制委員会の定例会合が開催され、緊急時対策

所については九州電力が当初予定していた免震構造から耐震構造への設置変更許可が正式決定されたことを踏まえ、本委員会としては陳情第1号及び陳情第2号については不採択すべきという意見が述べられ、陳情第1号及び陳情第2号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第18号いちき串木野市空家等対策協議会条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 私は、日本共産党を代表して、議案第21号に反対し、討論を行います。

これはマイナンバー法の一部改正に伴う条文を整備するものです。

日本に住民票を持つ全員に12桁の番号を割り振りし、国が税や社会保障の情報を管理するマイナンバー制度で、住民に対するマイナンバー、個人カードの交付が始まってから今年で1年になります。

安倍政権がカードの利便性や宣伝に力を入れて普及を促していますが、希望者はほとんど頭打ちの状態です。この仕組みが住民にとって不必要で不安が強いものであることを浮き彫りにしています。それなのに、政府はマイナンバーを使える対象を広げることばかりに熱を上げています。国民を置き去りにした前のめりの姿勢は極めて問題です。

2017年度予算では、総務省がカード500万枚の追加、発行、利活用推進へ230億円も計上しています。厚生労働省も、マイナンバーを医療分野で利用することをにらんだシステム構築など240億円余りを盛り込みました。

マイナンバーは徴税強化を社会保障抑制の手段にした国財界の都合で導入されたものです。国民に弊

害ばかりをもたらすマイナスマンバーは中止し、廃止へ向けて見直すことが必要だと思います。

以上で反対討論を終わります。議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、平成28年に提出された陳情第1号鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、平成28年に提出された陳情第2号九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情について、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） 私は、日本共産党を代表して、陳情第2号九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情に賛成し、討論を行います。

まず、原子力規制委員会は免震重要棟建設は設置許可変更の許可条件の一つとしておりました。

本来は、運転を停止して九電に報告を求め、検討すべきことでしたが、九電と原子力規制委員会に説明させるのが当然です。約束を一方向的に破って、県民を無視したまま原子力規制委員会との間で勝手に変更しようとしております。

原子力規制委員会での審査でも、九電はどのように、いつ免震から耐震に変えたのか、詳しい日程を公表しておりません。耐震にしても、2年間建設にかかるとしていたのだから発表すべきものです。

原子力規制委員会は変更申請は許可をしましたが、しかし、今後、九電は工事計画書を提出し、認可されなければ工事に入れません。耐震構造にしろ、いつ完成するのかが現在未定であり、これからも確認が必要です。

免震構造の場合、原子力規制委員会は見通しが得られないとしておりますが、九電は2年ほど余分にかかるという考えは変えておりません。免震でも耐震でもつくれるのだから、どちらがよいか県民に問うべきだと思います。免震構造の専門家によると、検討が必要なはずですが、原子力規制委員会は九電の報告のみで判断をしているのが現状です。

代替緊急時対策所しかないのは、川内原発だけです。伊方原発では、免震構造の建屋もあわせて対応することにしております。川内原発は対策が必要です。

また、川内原発の代替緊急時対策所は約170m²、坪としては約50坪しかない状況で、ここに50人が入る、また放射能の雲、プルームが通過をするときは100人入れるとなっていますが、50人にしろ、仮眠エリアもなく、眠らないか座ったまま寝るしかない。これが福島原発事故の教訓なのではないでしょうか。

もともと免震構造の緊急時対策所は再稼働の条件にすべき施設でありました。しかし、再稼働を優先し、2016年3月には完成することで、代替緊急時対策所はこれまでのつなぎとしてという考えできたわけです。九電は、完成後は廃止するとしている現在の施設です。

今、島根県の島根原子力発電所では、緊急時の対策機能を有する免震構造の免震重要棟を発電所内の高台の50メートルのところに建設することが確認を

されています。このような状況のもとで、やはり市民の安全を守っていくためにも免震重要棟の建設を求めて、賛成討論といたします。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） おはようございます。

私ども教育民生委員会に付託されました案件は、予算議案3件であります。

去る3月8日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、国特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,710万8,000円と定めようとするもので、前年度に対し1億5,377万8,000円、3%の減であります。

また、第2条で一時借入金の最高額を、第3条では歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、前年度とほぼ同額を見込んだ一般被保険者国民健康保険税のほか、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金が主なるものであります。

なお、平成29年度の一般被保険者数は前年度比で150人、38世帯少ない6,663人、4,303世帯を見込んで

しているとのことであります。

歳出においては、平成27年度実績及び平成28年度の上半期の伸び等を考慮して、平成28年度決算見込み額と同額を計上した保険給付費のほか、75歳以上の後期高齢者医療制度への現役世代からの支援金として、被保険者数に応じて負担する後期高齢者支援金等、レセプト1件が80万円未満の医療費について、国保連合会が過去3過年の実績や被保険者数などをもとに算定した額を拠出する保険財政共同安定化事業拠出金などが主なるものであります。

審査の中で、健康づくり事業交付金、いわゆる特定健診受診率アップ事業について、市全体での受診率はどうか、また、交付金を受けられる地区はどれくらいあるのかと質したところ、平成28年度速報値によると、市全体では58.44%の受診率で、交付金の交付対象となる60%を超えた地区は、荒川区の75.71%を筆頭に、合計で9地区になる見込みとの答弁であります。

また、新しい国保制度に対応するため、国民健康保険システム改修経費が計上されているが、平成30年度からスタートする新制度について、制度や手続きはどのように変わるのか、市民から見たメリットはどのようなものがあるのかと質したところ、県と市が共同して運営を行う新しい国保制度において、本市の国保税率を県が決定した納付金に基づいて決定することが大きく変わる点である。市民が直接関わる保険証の交付、高額医療や人間ドック、特定健診などの各種手続については、これまでと同様に市の業務とされている。

メリットとしては、高額療養費に該当する方が4カ月以上入院した場合、4カ月目以降、高額医療費が安くなる制度があるが、現在その制度を受けるに当たっては継続して市内に住所を有することが条件であり、市外に転出した場合には月数のカウントを通算しての制度利用ができないこととなっている。平成30年度以降、鹿児島県が保険者となることから、県内であればどこに転出しても月数のカウントを通算することができ、制度を有効に活用できる点がメリットとして考えられるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、介特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,309万1,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額を、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入において1款保険料は前年度の当初予算と比較して908万8,000円、1.4%増の6億6,997万9,000円を計上するほか、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計からの繰入金が多くなるものであります。

なお、平成29年度の被保険者数は前年度比で86人増の9,970人を見込んでいたこととあります。

歳出においては、要支援及び要介護の方々に対する保険給付費34億6,621万8,000円のほか、要介護者となるおそれのある高齢者等に対し、各公民館でのころばん体操や転倒予防教室などの介護予防事業を行う地域支援事業費が多くなるものであります。

審査の中で、平成29年度までの第1号被保険者保険料は5,992円であるが、来年度以降の保険料はどのようになるのかと質したところ、平成29年度中に第7期の介護保険事業計画を策定することとしており、その中で今後どのような介護サービス事業所の整備をするのかなど、さまざまなことを想定しながら計画を策定していく。

その中で、それらの経費を見込み、平成30年度以降の介護保険料の額を検討していくことになるが、今後は高齢化が進み、介護サービスの利用が増えることから、施設整備によりベッド数を増やすのではなく、在宅での生活ができるように24時間365日の定期巡回、随時対応型の訪問看護、介護の事業所を整備するなど在宅サービスの充実を推進したいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,270万3,000円と定めようとするもの

であります。

説明によりますと、歳入においては、被保険者数を前年度比18人増の5,344人と見込んだ後期高齢者医療保険料のほか、低所得者に対する政令減税相当額を県と市で負担する後期高齢者医療保険基盤安定繰入金が多くなるものであります。

歳出においては、後期高齢者医療保険料及び軽減補填分として一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するための後期高齢者医療広域連合納付金が多くなるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

まず、国特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 私は、日本共産党を代表して、国特予算第1号に反対し、討論を行います。

国民健康保険料を滞納した世帯数、昨年6月時点で厚生労働省が発表しております。国保で312万世帯が滞納しており、多くの人が保険料の支払い困難に直面している実態が浮き彫りとなっています。本市でも、年間所得200万円の4人家族で37万円を超える国保税は大変です。滞納に対するペナルティとして、正規保険証の取り上げ数も全国で約118万5,000世帯に上っています。

本市でも、2015年6月1日現在で244世帯の滞納、そして短期証発行が242世帯、うち高校生世代以下が103世帯となります。資格証明書交付世帯は2世帯となっております。

生活が苦しく、保険税を払えない世帯が窓口で全

額払えるはずもなく、資格証明書を交付された世帯の人が経済的な理由で病院にかかれず治療が遅れて命を落とす、こんな悲劇が全国的には大きく後を絶ちません。

また、国が自治体に保険料収納率の向上を競わせる中で、滞納世帯への財産の差し押さえなどが約29万8,000件と過去最多の更新をされていることは重大です。住民の暮らしの基盤を崩壊させる異常な取り立て、差し押さえはやめるべきです。

昨年の本市の決算でも1億を超える滞納金の繰り越しがありました。国保税が市民の所得に対して、これは高すぎるからではないでしょうか。

安倍政権は2018年度から国保の財政運営を市町村から都道府県に移行させる、そのような計画です。これを国保の保険料引き上げに連動させてはなりません。

市民負担の大きな国保税の軽減措置を講じていただくことをお願いし、反対討論といたします。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

[産業建設委員長宇都耕平君登壇]

○産業建設委員長（宇都耕平君） 産業建設委員長報告を行います。

私ども産業建設委員会に付託されました案件は単行議案3件、予算議案5件、陳情1件及び継続審査の請願1件の計10件であります。

去る3月9日に委員会を開催し、請願1件と陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第22号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、県から移管される県道川内串木野線の旧道敷を新たに荒川下線として認定するとともに、道路改良に伴い接続する市道の起点、終点の変更が生じる八房川線及び第2北新田工業団地線を廃止し、

新たに八房北新田線、八房川線及び第2北新田工業団地線を市道認定するため、道路法の規定により議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、八房川沿いの市道八房北新田線と八房川線の交差点改良等について質したところ、市道八房北新田線と八房川線との交差点改良については、公安委員会との交差点協議の結果、安全面等を考慮し、市道八房北新田線を優先道路とすることとしたとの答弁であります。

また、委員から、市道八房北新田線上にあるJRガードをくぐりやすくするために、JRとの協議を積極的に行ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、生福交流センターに設置した食品乾燥庫の使用料を徴収するため改正しようとするものであります。

審査の中で、他の加工施設に食品乾燥庫を設置する考えはないかと質したところ、現在、高価な機械については他の加工施設利用者と相互利用していることから生福交流センターのみに設置し、使用に当たっては相互利用していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、ウッドタウン2棟2戸の完成及び袴田住宅2棟2戸の用途廃止に伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、ウッドタウンは平成28年度までの完成戸数が54戸となり、計画総戸数56戸に対して残り2戸で、平成29年度建設で完了予定である。

また、袴田住宅2棟2戸は昭和37年に建設された木造平屋建てで老朽化も激しく、平成27年8月の台風で屋根被害等を受けるなど危険な状態であったため、解体除去により用途廃止したとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、公下水特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,640万4,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金 の最高額について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入の主なるものは1款事業収入で、公共下水道使用料1億9,203万6,000円であります。

次に、歳出についてであります。

2款事業費は平成5年の供用開始から24年経過した串木野クリーンセンターの長寿命化事業費が主なるもので、3款公債費は起債借入に係る償還元金及び利子5億3,555万4,000円であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25万5,000円と定めようとするものであります。

歳入は一般会計からの繰入金で、歳出は総務費で市場施設に係る維持管理経費が主なるものであります。

説明によりますと、市場の厳しい現状を踏まえ、今後の市場運営のあり方について検討・協議を行うため、内部検討組織として日置北部公設地方卸売市場運営検討委員会を立ち上げ、現在、市場運営の現状把握及びその原因分析等を行っている。

なお、市場運営を行う串木野青果株式会社が平成28年度から30年度までの経営改善計画書を提出しているが、最近の売り上げ状況等から見ると、必ずしも実効性のある経営改善が図られているとは言えない状況である。

また、市場の使用料については、昨年度に引き続いて申請に基づき減免するとのことであります。

委員の中から、公設市場のあり方や方向性を明確

に示す時期に来ている。今後は従業員も含め、実効性のある経営改善に向けた支援対策等を検討してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255万1,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入は3款諸収入で、吹上浜荘及び温泉センターに係る指定管理者納付金が主なるものであります。

次に、歳出についてであります。1款国民宿舎事業費は吹上浜荘の施設維持管理経費、2款温泉施設事業費は温泉施設の維持管理経費が主なるものであります。

説明によりますと、国民宿舎吹上浜荘は平成30年4月から民間譲渡を計画しており、現在、譲渡先の公募を行っている。また、同施設の改修あるいは新築計画を含め、引き続き現状の機能や利用の継続を期待しての公募であるとのことでありあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,848万7,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入は1款事業収入で月120件、延べ1,440件見込んで下水道使用料及び一般会計からの繰入金の主なるものであります。

次に、歳出についてであります。1款漁業集落排水事業費は処理場やマンホールポンプ等の維持管理に要する経費830万2,000円、2款公債費は起債借入れに係る償還元金及び利子であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、水道予算議案第1号平成29年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

水道事業については、平成29年度の業務予定量を給水戸数1万2,935戸、年間総給水量412万3,000立方メートルとの見込みであります。なお、平成29年度から簡易水道事業を上水道事業に統合しての予算計上であります。

まず、収益的収入の主なるものは、1款水道事業収益1項営業収益で水道料金及び加入金5億5,782万5,000円、2項営業外収益で統合前の簡易水道事業建設改良に係る企業債償還利子及び元金の交付税措置額等に対する一般会計からの繰入金5,686万4,000円であります。

次に、収益的支出についてであります。1款水道事業費用の主なるものは、1項1目原浄配給水費で上水道施設維持点検業務委託料2,543万2,000円及び検満量水器取りかえ修繕、漏水修理等であります。

次に、資本的収入の主なるものは水道事業建設企業債2億3,000万円であります。

次に、資本的支出についてであります。1款1項建設改良費は羽島萩元配水池の老朽化及び低水圧区域の解消を目的とした新たな配水池整備等、川上地区にある3カ所の施設水源地の老朽化対策として取水、送水ポンプ、それに係る電気設備などの更新に要する事業費2億9,318万円が主なるものであります。

審査の中で、今回の水道事業の統合やそれに伴う今後の交付税激変緩和措置等を考慮したとき、水道料金改定の計画はあるかと質したところ、市の人口や給水人口の減少等が進む中で、市民に不安を与えない安定的な水の供給を行うため、交付税の段階的縮減が始まる前の5年の期間内に具体的に方向性を定める必要があるとの答弁であります。

委員の中から、水道料金の改定については十分検討し、市民の理解が得られるよう慎重に対応していただきたい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件に

については、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第22号市道の廃止及び認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第23号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、公下水特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、市場特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、国宿特予算議案第1号平成29年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、漁集排特予算議案第1号平成29年度いちき

串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号平成29年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長下迫田良信君登壇〕

○予算審査特別委員長（下迫田良信君） 私ども予算審査特別委員会に付託された案件は、予算議案1件であります。

去る3月6日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月13日、15、16及び17日の4日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について、及び主なる意見等を中心に御報告を申し上げます。

なお、審査に先立ち現地調査を実施したところであります。

予算議案第1号平成29年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億7,300万円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額、第4条で歳出予算の流

用についてを定めようとするもので、前年度当初予算と比較すると16億3,300万、10.8%増であります。

本年度の予算は、第二次総合計画の初年度に当たり、移住定住促進、空き家対策、結婚子育て支援などにより定住人口の拡大を図るとともに、本市の特徴を活かした特産品の開発、食のまちづくりなど、住み続けたいまち、住んでみたいまちづくりの実現に向けた各種施策に取り組むほか、第三次行政改革大綱の着実な推進を図りながら、合併特例債等を活用し、将来を見据えた社会基盤整備を進めようとするものであります。

それではまず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1款市税は、前年度に対し、個人市民税は納税義務者の増加により1.7%の増、法人市民税は前年度の実績等を勘案し、特に製造業で伸びを見込んでの増であります。

固定資産税は、土地について、JR九州が完全に民営化されたことに伴い特例措置の縮減等が図られたことによる増と、家屋においては新增築家屋分を見込んでの増であり、軽自動車税は税制改正による増であります。

次に、9款地方交付税は特別交付税において前年度と同額を見込んであり、普通交付税は前年度比1,100万、0.2%減の41億8,300万円の計上であります。

次に、16款寄附金はふるさと納税寄附金3億8,000万円などの計上であります。

審査の中で、ふるさと納税寄附金は税外収入を増やすための必要な財源であることから、今後、ふるさと納税寄附金の増額をするための施策について質したところ、本市の魅力ある返礼品の充実に加え、本来の趣旨である、ふるさとを応援していただく方への周知拡大を図るため、職員体制の充実とともに、庁内にプロジェクトチームを立ち上げて強化していくとの答弁であります。

次に、20款市債は前年度と比較して10億5,399万7,000円の増であり、最終処分場建設事業などに係る合併特例事業債の増が主なる要因であります。

なお、平成29年度には合併特例事業債の活用を15億760万円とし、累計で69億8,490万円となり、活用

率は84.8%とのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費においては海外販路拡大及び国際交流に資するための自治体国際協会職員派遣事業、新規事業としては移住定住促進事業及び空き家利用促進補助金のほか、コミュニティ自動車導入検討事業などが計上をされております。

審査の中で、まちづくり計画事業補助金についてハード事業の上限額を100万円から200万円に増額した理由について質したところ、まちづくり協議会が地域住民からの複数の要望に対し、迅速かつきめ細やかな対応をしながら、さらなる地域の活性化に寄与するために増額したとの答弁であります。

また、委員の中から、地域からの要望があれば安易に事業を許可するのではなく、事業内容をチェックし、補助事業の運用に努めるべきである旨の意見が述べられたのであります。

次に、3款民生費においては障害者総合支援法介護給付等事業や児童手当給付費、保育施設等給付費、生活保護扶助費、介護保険特別会計操出金のほか、新規事業として羽島保育園舎新築に伴う社会福祉施設整備事業補助金などが計上されております。

審査の中で、生活保護費について、医療扶助におけるジェネリック医薬品の利用促進の取り組みを継続して行っているのか、また、保護世帯や保護人数が前年度比で若干少なくなっているが就労支援の状況はどのようかと質したところ、ジェネリック医薬品の利用促進については、これまでと同様に被保護者だけでなく医療機関に対しても利用促進のお願いをしている。就労支援の状況については平成29年1月現在で、就労支援員による支援を23人行い、このうち延べ9人が就労している状況であり、既に就労している29人と合わせると合計で52人の方が自立に向けて取り組んでいるとの答弁であります。

次に、4款衛生費においては、最終年度を迎えた最終処分場建設事業のほか子ども医療費助成事業、予防接種等事業、合併処理浄化槽設置整備補助金などのほか、新規事業として串木野健康増進センター屋根防水改修事業、市来保健センター屋根防水等改修事業、地域猫等対策推進事業などが計上されてお

ります。

また、簡易水道事業と水道事業の統合により、企業債償還金に係る水道事業会計への操出金も計上されております。

委員の中から、特定健診における受診率アップの取り組みにおいて、健康地域づくり推進員の大幅増員を行うことから、未受診者等の情報をできるだけ共有し、推進員が活動しやすい環境を整え、取り組んでいくべきとの意見が述べられたのであります。

また、串木野健康増進センターの屋根防水改修について、10年ほど前にも同様の改修が行われていることから、今後通常の維持管理だけではなく、公共工事における設計建築のあり方など、庁内で十分検討すべき旨の意見が述べられております。

次に、6款農林水産業費においては農業費で中山間地域等直接支払交付金や農業次世代人材投資事業補助金のほか、新規事業として稲苗のスクミリングガイによる被害防止のための薬剤購入に対するスクミリングガイ駆除事業補助金などが計上されております。

委員の中から、農業次世代人材投資事業補助金については、人材不足の中で新規就農者を獲得することは難しい状況であり、全国では女性の就農者が多く活躍していることから、本市でもおごじょ塾を活用するなど女性の就農をしっかりと応援して、次世代の人材育成に努めてほしい旨の意見が述べられております。

また、林業費では鳥獣被害対策実践事業補助金や県費単独補助治山事業、水産事業費ではマグロ漁船母港基地化を推進するため、遠洋マグロ漁船及び物資運搬船に対するマグロ漁船母港基地化奨励補助金などが計上されております。

次に、7款商工費においては、新規事業として、商工会議所など関係団体と連携して商店街の空き店舗活用の取り組みやイベントの企画運営などの業務に当たる地域おこし協力隊に係る経費のほか、ふるさとチョイスなどのふるさと納税専用サイトを活用し、本市特産品のPRや産業振興を図るふるさと納税推進事業などが計上をされております。

説明において、明治維新150周年記念カウントダ

ウン事業については、明治維新150周年に当たる平成30年度を見据えたカウントダウンフェスティバルとして、市内の高校生に協力をいただきロゴマークを作成するほか、講演会や映画祭の開催を予定しているとのことであります。

次に、8款土木費においては、前年度に引き続き麓土地地区画整備事業や最終事業年度を迎えるウッドタウン住宅建設事業を実施するほか、新規事業として浜西住宅の建替事業や、地域振興住宅を荒川小学校付近に整備するための公有財産購入費などが計上をされております。

審査の中で、市道寺迫観音ヶ池線の今後の道路改良工事について質したところ、歩道については、可能な限り桜の木を活かした遊歩道的な整備ができないか検討している。また、車道の幅員を十分に離合できるように整備し、さらに、見通しの悪いカーブなど危険度の高い箇所については優先的に整備してまいりたいとの答弁であります。

次に、9款消防費においては、消防署に配備されている救急いちき1号車及び指揮広報車の更新に伴う消防施設整備事業のほか、消防救急デジタル無線維持管理費、防災センター整備事業などが計上されております。

委員の中から、消防職員専門教育事業に係る救急救命士の確保を図るため、消防職員の定年後の再任用について防災、救命の資格や知識を継続して活かすための人材配置を検討すべき旨の意見が述べられております。

次に、10款教育費においては学校給食センター建設事業、特別支援教育支援員配置事業、要保護及び準要保護児童生徒援助費、串木野高等学校支援対策事業補助金のほか、新規事業として小中学校及び幼稚園の空調設備整備に係る設計委託費、市来農芸高等学校支援対策事業補助金、冠嶽園開園25周年記念事業、萬造寺奇蹟彰短歌大会補助金などが計上されております。

審査の中で、家庭教育支援事業について保護者からはとてもよい事業であると評判のようだが、予算が減額されているということは事業を縮小するということかと質したところ、平成29年度からは県補助

金がなくなり市費を幾らか増額して予算計上しており、教育委員会としても大切な事業と位置づけており、現計予算の中で活動が縮小することがないように工夫をしながら事業を進めていきたいとの答弁であります。

次に、11款災害復旧費は豪雨や台風等の自然災害による各種施設の被害を復旧するための経費の計上であります。

次に、12款公債費20億7,650万3,000円は、前年度と比較し6,273万5,000円の増であります。

以上が、歳入歳出の主なるものであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

予算議案第1号平成29年度いちき串木野市一般会計予算について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 私は、日本共産党を代表して、2017年度予算案に反対し、討論を行います。

国政では第一に、アベノミクスと消費税頼みの路線の行き詰まりと破綻が一層明確になり、財政運営も表面化しています。

第二に、そうした苦しい状況の中でも安倍首相が目指す戦争する国づくりのために大軍拡が進められ、軍事費は5年連続して増加し、5兆円を超えています。

第三に、そのツケによって暮らしの予算が削減されています。高齢者を中心とした医療分野の負担増、介護保険でも国民の負担増を迫り、社会保障は軒並み前年度と比較しマイナスとなっています。

第四に、政府が掲げる財政健全化の展望はいよいよ見えなくなり、日銀の大量国債購入によってつく

られた超低金利に支えられた財政のゆがみが、このように国の財政は最悪の状況となる中、安倍政権は地方創生と言うものの、実態は東京一極集中を進め、地方衰退がますます進んでおります。地方の活性化のためには、東京一極集中で東京に人口や金を集中させるような政治を変えなければなりません。

施策の方針には人口減少と少子高齢化、それに伴う地域経済の縮小の克服などが掲げられています。しかし、本市の基幹産業である農業、漁業、林業などの第一次産業などの具体的支援を行っていく、そこにお金がちやんと流れる仕組みや働く場所、そして学ぶ場所の具体化が見られません。第一次産業を基盤とした予算編成が必要です。

地方の力がもっと広がり、安心できる食料の供給や再生可能エネルギーの取り組みで地方を活性化することなしには衰退の歯どめをかけることはできません。食のまちいちき串木野を標榜する本市ならば、このような取り組みが最優先されるべきだと思います。国の言うがままでなく、国に対してもっと声を上げるべきです。

また、今回の予算の中には4億8,000万円の防災センターの建設のための整備事業費が含まれています。これだけのお金をかけて建設する前に、要支援者のための避難政策や、希望する人への安定ヨウ素剤の配布などが最優先の課題ではないでしょうか。

原発が再稼働されています。そのような中で、実効性のある避難計画をつくっていく、このことが市民の中には求められています。市民の安全・安心は守られていません。多くの市民は不安を抱えています。そして、衰退していくまちで暮らしています。万が一の苛酷事故が起こる前に原発は即時停止をさせるべきです。

このまちにいつまでも安心して、そして安全で暮らしていくために、このような予算編成を望んで反対討論といたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第19～日程第20

議案第26号～議案第27号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第19、議案第26号及び日程第20、議案第27号を一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号及び議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である井之上洋一氏及び久木野澄隆氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き両氏を同候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、同意して下さいますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

まず、議案第26号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第26号及び議案第27号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号及び議案第27号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第26号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は16人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

2番 福田道代 議員

3番 田中和矢 議員

4番 平石耕二 議員

5番 西中間義徳 議員

6番 中村敏彦 議員

7番 大六野一美 議員

8番 楮山四夫 議員

9番 西別府治 議員

10番 濱田尚 議員

11番 東育代 議員

12番 竹之内勉 議員

13番 寺師和男 議員

14番 下迫田良信 議員

15番 原口政敏 議員

16番 宇都耕平 議員

17番 福田清宏 議員

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宇都耕平議員、福田清宏議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（中里純人君） 投票の結果を報告します。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成 16票

反対 0票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は16人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

2番 福田道代議員
3番 田中和矢議員
4番 平石耕二議員
5番 西中間義徳議員
6番 中村敏彦議員
7番 大六野一美議員
8番 楮山四夫議員
9番 西別府治議員
10番 濱田尚議員
11番 東育代議員
12番 竹之内勉議員
13番 寺師和男議員
14番 下迫田良信議員
15番 原口政敏議員
16番 宇都耕平議員
17番 福田清宏議員

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に福田道代議員、田中和矢議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（中里純人君） 投票の結果を報告します。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成 15票

反対 1票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第21、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第22 閉会中の継続調査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第22、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査

に付することに決定しました。

△日程第23 議員派遣について

○議長（中里純人君） 次に、日程第23、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

平成29年度のいちき串木野市政の方向とその内容を確定していただいたところであります。執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して誠実に対処してまいる所存であります。皆様方の指導をよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、平成29年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 議案第95号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について
議案第96号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定について
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成29年3月27日

議会運営委員会

委員長 大六野 一 美

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 請願第2号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願
陳情第1号 『農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）』の復活を求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成29年3月27日

産業建設委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について

平成29年3月27日

総務委員会
委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成29年3月27日

教育民生委員会
委員長 東 育 代

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成29年3月27日

産業建設委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成29年4月24日
平成29年5月18日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員と語る会

- (1) 派遣目的 議会活動状況を市民に直接報告し、議会に対する理解を深めてもらうとともに、市民からの意見、提言等を聴取し、議会運営に反映させる。
- (2) 派遣場所 市内一円（各地区交流センター等16カ所）
- (3) 派遣期間 平成29年5月15日～20日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員